

千葉県防災会議条例（昭和三十七年十二月十日 条例第三十七号）

改正 昭和五三年 七月一八日 条例第二七号

平成二四年一〇月二三日 条例第七八号

（趣旨）

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十五条第八項の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第二条 防災会議の委員の定数は、六十人以内とする。

2 県内の市町村の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、県内において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
一部改正〔昭和五三年条例二七号・平成二四年七八号〕

（幹事）

第三条 防災会議に、幹事五十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
一部改正〔昭和五三年条例二七号〕

（部会）

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（防災会議の庶務）

第五条 防災会議の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（議事等）

第六条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月十八日 条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十月二十三日 条例第七十八号）

この条例は、公布の日から施行する。